

社会福祉法人精華町社会福祉協議会 情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人精華町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有する情報の公開に関し、必要な事項を定め、公正で透明性のある運営を推進することにより、本会に対する住民の理解と信頼の確立を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「保有する情報」（以下「情報」という。）とは、本会が職務上作成し又は取得した文書（図面及び写真を含む）及び電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものとして、本会が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 本会の刊行物、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの。

(解釈及び運用)

第3条 本会会長（以下「会長」という。）は、この規程の解釈及び運用に当たっては、情報の公開を請求する住民等の権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう、最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第4条 この規程の定めるところにより情報の公開を受けたものは、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用しなければならない。

(公開の請求)

第5条 次の各号の一に該当する者は、会長に対し、本会の情報の公開を請求することができる。

(1) 精華町内に住所を有する者

(2) 精華町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体。

(3) 精華町内に存する事務所もしくは事業所に勤務し、又は当該区域内に存する学校に在学する者。

(4) その他本会に寄付をした個人及び法人その他の団体。

2 前項に該当する者は、自己を特定したうえで、情報公開請求書（別記様式第1号）により情報の公開を請求するものとする。

3 会長は、情報公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、会長は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公開する情報）

第6条 会長は、情報公開の請求があったときは、次の各号の一に該当する場合を除き、情報を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利、利害を害するおそれのあるもの。

(2) 本会に関わりのある法人、団体等の事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより当該法人、団体等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの。

（公開の義務）

第7条 会長は、第5条による請求を受けたときは、公開請求者に対して情報公開決定通知書（別記様式第2号）により情報公開の決定を通知し、請求にかかる情報を公開しなければならない。ただし、請求された情報のうち一部分について公開する場合は、情報公開部分公開決定通知書（別記様式第3号）によりその旨を通知し、部分公開を行うものとする。

2 公開請求された情報のうち、本会以外のものに関する情報である場合には、その者の同意を得た後に公開を行うものとし、公開請求者に対し、情報公開期間延長決定通知書（別記様式第4号）によりその旨を通知するものとする。

3 第6条第1号及び第2号により、情報を公開しないとき又は請求に係

る情報が文書として存在しないときには、公開請求者に対し、情報公開非公開決定通知書（別記様式第5号）によりその旨を通知するものとする。

（公開決定等の期限）

第8条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第5条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、公開請求があった日から30日を限度として同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、会長は、公開請求者に対し、延滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（公開決定等の期限の特例）

第9条 公開請求に係る情報が著しく大量であるため、公開請求があった日から30日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、会長は、公開請求に係る情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、会長は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、情報公開決定期限特例適用通知書（別記様式第6号）によりその旨を通知するものとする。

（公開の方法）

第10条 情報の公開は、文書については閲覧に供し又はその写しを交付することにより行うものとし、電磁的記録については出力された文書の閲覧もしくはその写しの交付又は視聴により行うものとする。ただし、公開の方法により、本会の職務遂行に重大な支障が生じる場合には、これを閲覧に限定することができる。

2 会長は、公開請求者に対し、前項の写しを交付した場合、交付に要し

た費用等の負担を求めることができる。

(不服申立て)

第11条 会長は、公開決定等について不服申立てがあったときは、当該不服申立てが明らかに不適法である場合を除き、遅滞なく、精華町社会福祉協議会情報公開審査委員会に諮問しなければならない。

(情報公開審査委員会)

第12条 前条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、精華町社会福祉協議会公開審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員5名以内で組織する。
- 3 委員は、優れた識見を有する者のうちから会長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 委員会は、第1項に規定する調査審議を行うほか、情報公開に関する制度の運営に関する事項について、会長に建議することができる。
- 7 第2項から前項までに定めるものほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が規則で定める。

(情報の管理)

第13条 会長は、この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、情報を適正に管理するものとする。

(補足)

第14条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

情報公開請求書

年 月 日

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

会長

様

（請求者住所）

（請求者氏名）

（電話・FAX）

社会福祉法人精華町社会福祉協議会情報公開規程に基づき、次のとおり情報の公開を請求します。

請求する情報の件名又は内容	
請求の資格 （該当する番号を○で囲み、 2. 3. の番号は該当項目に 記入してください。）	1. 精華町内に住所を有している 2. 精華町内に事務所又は事業所を有している 3. 精華町内の事務所又は事業所に勤務し、又は精華町内の学校に在学している。 4. 本会に寄付をした ※事務所等の名称 ※事務所等の所在地 ※事務所等の電話・FAX
公開の方法	1. 閲覧又は視聴 2. 写しの交付
請求の理由又は利用目的	

別記様式第2号（第7条関係）

精社協 発第 号
年 月 日

情報公開決定通知書

様

社会福祉法人精華町社会福祉協議会
会 長

年 月 日付けで公開請求のあった情報について、本会情報公開規程第7条の規定により、次のとおり公開することとしましたので通知します。

公開請求された情報の件名又は内容	
公開の方法	
公開の場所	
公開の日時	年 月 日（ ） 午前 午前 時 分～ 時 分 午後 午後 ※都合の悪い場合は、事前にその旨をご連絡ください。
注1 閲覧等の際には、この通知書を担当者に提示してください。 注2 閲覧等の際には、請求者本人であることを証明するものを持参して、担当者に掲示してください。 注3 写しの交付に要する費用等の負担をお願いする場合があります。	

別記様式第3号（第7条関係）

精社協 発第 号
年 月 日

情報公開部分公開決定通知書

様

社会福祉法人精華町社会福祉協議会
会 長

年 月 日付けで公開請求のあった情報について、本会情報公開規程第7条の規定により、次のとおり部分公開することとしましたので通知します。

公開請求された情報の件名又は内容	
公開の方法	
公開の場所	
公開の日時	年 月 日（ ） 午前 午前 時 分～ 時 分 午後 午後 ※都合の悪い場合は、事前にその旨をご連絡ください。
部分公開とした部分及びその理由	
注1 閲覧等の際には、この通知書を担当者に提示してください。 注2 閲覧等の際には、請求者本人であることを証明するものを持参して、担当者に掲示してください。 注3 写しの交付に要する費用等の負担をお願いする場合があります。	

別記様式第4号（第7条関係）

精社協 発第 号
年 月 日

情報公開期間延長決定通知書

様

社会福祉法人精華町社会福祉協議会
会 長

年 月 日付けで公開請求のあった情報について、本会情報公開規程第7条の規定により、公開するかどうかの決定期間を延長しましたので通知します。

公開請求された情報の件名又は内容	
延長する期間	年 月 日（ ）まで
延長の理由	
備考	

別記様式第5号（第7条関係）

精社協 発第 号
年 月 日

情報公開非公開決定通知書

様

社会福祉法人精華町社会福祉協議会
会 長

年 月 日付けで公開請求のあった情報について、本会情報公開規程第7条の規定により、次のとおり公開しないこととしましたので通知します。

公開請求された情報の件名又は内容	
公開をしない理由	
備考	

別記様式第6号（第9条関係）

精社協 発第 号
年 月 日

情報公開決定期限特例適用通知書

様

社会福祉法人精華町社会福祉協議会
会 長

年 月 日付けで公開請求のあった情報について、本会情報公開規程第9条の規定により、次のとおり決定期限の特例を適用しましたので、通知します。

公開請求された情報の件名又は内容	
規定第9条第1項の規定による決定の期日	年 月 日（ ）
規定第9条を適用する理由	
残りの情報について公開決定等をする期日	年 月 日（ ）
備考	